

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令の参照条文

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 （略）

3 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

○自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）（抄）

（身体検査）

第二十七条 自衛官及び自衛官候補生の身体検査においては、次の各号に定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

一 身長が百五十センチメートル以上であること。

二 体重が四十四キログラム以上であつて身長との均衡を失っていないこと。

三 両眼の裸眼視力が〇・六以上、矯正視力が〇・八以上であること。

四 弁色力がおおむね完全であること。

五 聴力が正常であること。

六 環境の変化に堪え、共同生活を行い得る適性のある者であること。

七 体く完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇形、四肢関節障害等の異常がないこと。

八 前各号のほか、防衛大臣の定める基準

2 前項の基準によることが適当でない自衛官及び自衛官候補生についての身体検査においては、別に防衛大臣が定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。